佐渡市立行谷小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れが ある。当校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しなが らこれを放置することのないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童 の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。「いじめ防止対策推進法」第一章第二条による

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ズボン等を下ろされる。
- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。等
 - (3) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめ防止対策等のための組織

学校基本方針に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を有する「いじめ・不登校対策委員会」及び「児童情報交換会」を設置する。

- (1) いじめ・不登校対策委員会
 - ① 必要に応じて即時招集、開催する。校長、教頭、生活指導主任、教務主任、当該学級担任等で 構成する。
 - ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
 - ③ いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ④ 児童の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録し(5年以上保存)、共有する。
 - ⑤ いじめの疑いに関する情報があったときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

<運営上の留意事項>

① いじめ・不登校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。

- ② いじめ・不登校対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ③ いじめ・不登校対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童や保護者等からの訴えを抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。
- (2) 児童情報交換・対策検討会
 - ① 職員終会での児童情報交換を毎月一週目に行う。全職員で問題傾向を有する児童について、現 状や担任等の指導について情報交換を行う。二週目以降は、対応が必要な児童(1~3名程)に ついて、現状をもとにした対策も協議する。児童の選定は、生活指導主任と教務主任、(教頭も 参加可)が行い、事前に校長に知らせる。
 - ② 時間を十分に確保して話し合う「子どもを語る会」を、年2回(6月、12月)開催する。「Q ー Uテスト」の分析や、気になる児童の状況、個別面談で明らかになった事実などについての情報交換と共有行動についての話合いを行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

国の基本方針の「別添2」などを参考とし、以下により、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

- (1) いじめの防止
 - ① あいさつ運動を活用した人間関係の育成
 - ア 強調週間での取組
 - イ 中学校区あいさつ祭りの実施(新穂小、新穂中も同時期に行う。)
 - ② 異学年交流を通しての人間関係の育成
 - ア 縦割り班による清掃活動(通年)
 - イ 学年部合同による学習及び体験活動
 - ウ 児童会総務委員会をはじめとする各委員会の企画による交流活動
 - ③ 道徳教育の充実による、人権意識の高揚
 - ア いじめや差別を許さない道徳の授業(人権に関する授業)の充実
 - イ 人権強調週間の設定(年1回 12月)
 - ウ 保護者への道徳授業公開(年1回 9月)
 - ④ 学級活動や道徳の時間を活用した学級・学年単位での活動 ア クラス会議を行うことで、居心地の良い学級づくりをする。(ミニゲーム、話し合い等) イ ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを活用し、社会性を養う。
 - ⑤ 教職員の言動
 - ア 教職員自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体の言語環境の整備に努める。
- (2) いじめ早期発見に関する取組
 - ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。
 - ② Q-Uを基に、年間2回(5月、11月)、全校児童を対象とする「教育相談」を実施する。また、家庭確認・訪問(4月)や個別懇談会(12月)の機会に、保護者からの聞き取り調査も行う。
 - ③ 教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童の見守りを継続する。
 - ④ 児童及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし、周知を図る。
 - ⑤ 保護者が、その保護する児童の、家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

4 いじめへの対応

被害児童・保護者に寄り添った丁寧な対応を徹底する。

- (1) 被害者側 (いじめられた児童)
 - ① 児童への対応
 - ア 本人や周辺から聞き取り調査をし、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期 対応をする。
 - イ 休み時間や登下校など、必要に応じて教師による見回り活動を行うなど、被害が継続しない 体制を整える。
 - ウ いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。
 - ② 保護者への対応
 - ア 該当児童を守り抜く姿勢を示しながら、保護者の話に真摯に耳を傾け、事実関係を明らかに するとともに、児童も含めた心のケアに努める。
 - イ 問題解決に向けた学校の方針を伝え、理解を求め、協力をお願いする。
- (2) 加害者側(いじめた児童)
 - ① 児童への対応
 - ア 「絶対許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
 - イ いじめの背景を明らかにし、根本的な解決を図る。
 - ウ 必要に応じて、外部機関との連携を図る。
 - ② 保護者への対応
 - ア 学校は、被害者(いじめられた児童)を守ることを第一に考えた行動をとることを伝える。
 - イ 事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を十分に聞くように促す。
 - ウ 被害者(いじめられた児童)・保護者に対して、謝罪等適切な対応を促す。
- (3) 聴衆・傍観者(周りではやし立てる子、見て見ぬふりをする子)
 - ① 児童への対応
 - ア いじめをはやし立てることはもとより「何もしないこと」もいじめに荷担することと同じであることを理解させるとともに、被害者(いじめられた児童)の苦しみを考えさせる。
 - イ 友達の言いなりにならず、自らの意志で判断し行動することの大切さを伝える。
 - ② 保護者への対応
 - ア 「聴衆」や「傍観者」もいじめに荷担することと同じであることを伝える。
 - イ いじめに対する考え方を伝え、学校と家庭が一体となって被害者(いじめられた児童)を守 らなければならないことを伝える。
- (4) その他
 - ① 法第 23 条第1項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実関係の有無の確認を行うとと もに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

5 地域・保護者、関係機関との連携

- (1) PTA総会や地域懇談会等において、いじめ防止等に関する理解と学校の具体的な取組について 説明し、啓発する。
- (2) 中学校区PTA、民生委員、警察、市教育委員会、地方自治体、児童相談所、子若センター、保健師との連携を密にする。

6 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。また、一人一台端末が実施されたことで、以前よりインターネットに触れる機会が増えた。そのため、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。児童及び保護者に対し、授業やPTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。(メディアリテラシー、著作権、家庭での使い方の指導等)

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

児童及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動を行う。

- ・新入生入学説明会、PTA総会等での説明。
- ・外部講師を招いての「スマホ・ネットトラブル防止教室」を開催する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
 - ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - いずれも、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ③ その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事 態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に渡って学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教委と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。